

事業群評価調査(平成29年度実施)

基本戦略名	3 互いに支えあい見守る社会をつくる	事業群主管所属	福祉保健部福祉保健課
施策名	(2) 誰もが安心して暮らし、社会参加のできる地域づくり	課(室)長名	上田 彰二
事業群名	① 社会的配慮を必要とする人たちへ必要な支援を行う体制づくり	事業群関係課(室)	国保・健康増進課、障害福祉課

1. 計画等概要

(長崎県総合計画チャレンジ2020 本文) 高齢者や障害者等の要配慮者に対する避難支援対策を推進します。また、難病患者及びその家族が安心して療養できる環境整備と生活の質を向上させる取組を行い、生活困窮者に対しては相談支援体制を整備し自立促進を図ります。さらに、民間団体等と連携しながら自殺者の減少を目指します。						(取組項目) i) 災害時に要配慮者が安全に避難できるよう、迅速に避難支援等を行える体制の整備 ii) 難病患者の安定した療養生活の確保と難病患者とその家族の生活の質の向上 iii) 生活困窮者を対象とした自立相談支援等による総合的な相談支援体制の構築 iv) 行政や民間を含む関係団体の連携・協力による総合的な自殺対策の推進	
指 標		最終目標 (H32)	目標 (H28)	実績 (H28)	達成率	(進捗状況の分析)	
事業群	避難行動要支援者の個別支援計画を作成済み市町数(累計)	21	5	1	20%	災害対策基本法の一部改正により、新たに、避難行動要支援者名簿の作成、名簿情報の避難支援等関係者等への提供等の規定が設けられたことを受け、平成25年8月、厚生労働省より、市町村事務の指針として「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」が示された。 県としても、当該指針に記載されている個別支援計画の策定を進めるため、説明会を開催したり直接市町へ出向き、早期の策定を促した結果、同計画策定に必要な避難行動要支援者名簿は全21市町が作成した。個別支援計画策定済み市町に策定着手では対象外としたため、1市となったが、6市が策定に着手している。今後も市町に対し説明・助言を行い、同計画の策定を推進していく。	
関連指標							

2. 28年度取組実績(H29新規・補正は参考記載)

取組項目	事務事業名	事業期間	事業費(上段:実績、下段:計画、単位:千円)			事業概要		指標(上段:活動指標、下段:成果指標)					28年度事業の成果等	中核事業
			H28実績	一般財源	人件費(参考)	事業対象	28年度事業の実施状況 (29年度新規・補正は事業内容)	指標	主な目標	H28目標	H28実績	達成率		
	H29計画		一般財源	人件費(参考)	H29目標					—	—			
取組項目 i	こころの緊急支援対策システム整備事業	H17-	987	494	0	県内の小・中・高校・ろう・盲・特別支援学校	事件・事故や災害等の緊急時には、対応の遅れが致命的となることが多い。 CRTについては、平時よりこころのケアを行う専門家チームを結成しておき、教育委員会や学校からの要請に基づいて、緊急に現地派遣できる体制を整備した。 DPATについては、平成28年熊本地震において、災害派遣要請に基づき、4月27日から6月30日まで、計10チーム、延べ57名を派遣した。	活動指標	研修会開催回数(回)	3	4	133%	CRTについては平成28年度出動要請なし。運営委員会、研修会等を開催し、緊急時、迅速な対応ができるよう専門家チームの体制を整備。 チーム員登録要件の変更及び、チーム登録員の自己都合による辞退があり登録員数が減少し、目標を達成することができなかった。 DPATについては、平成28年度熊本地震において出動。精神医療センターを先遣隊として登録。研修会を開催し今後の体制整備に繋げていく。	○
										4	—	—		
	障害福祉課		1,883	943	0			成果指標	こころの緊急支援チーム登録員数(人)	36	31	86%		
										30	—	—		
取組項目 ii	指定難病対策費	H27-	2,182,043	1,258,758	40,210	難病患者	難病患者に対し医療費の助成を行うことで、良質かつ適切な医療の確保及び療養生活の質の維持向上を図った。	活動指標	指定難病認定件数(件)	数値目標なし	14,073	—	難病患者に対する医療費の助成を行い、療養生活に係る負担の軽減や、良質な医療の確保に寄与した。	○
										数値目標なし	—	—		
	国保・健康増進課		2,025,859	1,034,042	40,370			成果指標	—	—	—	—		
										—	—	—		

取組項目 ii	難病特別対策推進事業(難病相談・支援センター)	H18-	11,245	5,623	3,217	難病患者・家族	難病患者やその家族等に対し相談支援、地域交流活動の促進、就労支援等を行った。	活動指標	難病相談・支援センターでの各種相談件数(件)	1,600	1,265	79%	難病患者やその家族等の相談支援、地域交流活動の促進、就労支援等を行う拠点施設として、療養上の悩み、不安解消等の支援や就労支援に寄与した。支援の結果、就労者数は目標を上回ったが、相談件数については、相談員の交代もあり、目標を達成できなかった。									
	国保・健康増進課		11,491	5,746	3,230			成果指標	難病相談・支援センターの支援により就労した人数(人)	1,600	—	—										
										20	23	115%										
										20	—	—										
	難病特別対策推進事業(難病支援ネットワーク事業)	H13-	4,461	2,231	503	難病患者・家族	県内医療機関のネットワークを構築し、難病患者に対して入院・転院医療施設の確保や在宅療養患者への往診医の紹介、療養相談等、難病患者とその家族が安心して療養できる環境の提供を図った。	活動指標	入転院先・往診医の依頼件数(件)	14	9	64%	市町、医療機関、福祉関係者と連携し、難病の患者及びその家族に対して、それぞれの状況に応じた支援を行った。各医療機関のソーシャルワーカーや相談員が個別に対応するケースがあり、相談件数は減少傾向にある。									
	国保・健康増進課		5,062	2,531	2,423			成果指標	ネットワーク構築による6か月以内の入転院等相談解決率(%)	14	—	—										
										100	100	100%										
										100	—	—										
	難病患者等ホームヘルパー養成研修事業	H11-	296	151	603	ホームヘルパー等	難病患者の多様化するニーズに対応した適切なホームヘルプサービスの提供に必要な知識及び技能を有する、ホームヘルパーの養成を行った。	活動指標	養成研修実施回数(回)	4	2	50%	県立保健所の協力を得ながら、県央地区、長崎地区の2ヶ所で研修会を実施。難病患者の療養生活を身近で支えるホームヘルパーの資質向上に寄与した。									
	国保・健康増進課		474	286	1,614			成果指標	修了証書発行者数(人)	4	—	—										
										120	85	70%										
										120	—	—										
取組項目 iii	生活困窮者自立支援事業	H27-	38,917	15,208	3,216	生活困窮者及び被保護者	・生活困窮者の相談に応じ、アセスメントを実施して個々人のニーズに応じた自立支援計画を作成し、必要なサービスの提供につなげた。各種支援が包括的に行われるよう関係機関との連絡調整を行った。 ・生活困窮及び生活保護世帯の子ども(小中学生)に対し学習支援を実施した。(東彼杵地区、北松地区、西彼地区で実施)	活動指標	就労支援対象者数(人)	105	28	26%	・生活困窮者からの相談に応じ、適切な自立支援計画を作成し、必要なサービス提供を行うとともに関係機関への同行訪問や支援調整会議により関係機関との連携を図った。 ・活動指標の達成率が低い原因は、生活困窮者の相談件数が増えず、対象者が少なかったためで、広報等による事業の周知が必要である。 ・成果指標については、就労支援対象者の多くが就労又は増収に繋がっており、一定の成果が認められた。 ・子ども(小中学生)の学習支援事業については、事業実施地区を拡大し、事業を行ったところ参加者数が前年度比の1.7倍に増加し、中学3年生の参加者全員が高校に進学した。	○								
			福祉保健課		51,259					17,356	3,229				成果指標	就労・増収率(%)	105	—	—			
									60								75	125%				
									60								—	—				

取組項目 iii	被保護世帯自立推進事業	H17-	47,782	34,053	6,031	被保護者	・就労可能な被保護者に対し、ハローワークと連携した就労支援、就労支援員による就労支援、福祉事務所の自立支援プログラムによる支援を行い、就職等により自立を図った。 ・頻回・重複受診等と認められる被保護者や後発医薬品の使用が可能と判断される被保護者に対し、医療扶助相談・指導員等による受診指導や服薬指導等を行った。 ・診療報酬明細書の審査・点検を通じ医療費の適正な額の確定を行い、改善を要する被保護者の受診情報等を、福祉事務所に提供し、必要な指導を行った。	活動指標	就労支援を行なう就労可能な被保護者数(人)	140	104	74%	・ハローワークと連携し被保護者に対し集中的な就労支援を行ったが、希望職種が合わなかったり、被保護者の就労意欲の減退や体調不良により活動指標及び成果指標とも達成できなかった。 ・就労支援を行う支援者数が3ヶ年連続で減少している状況下、被保護者の保護受給期間の長期化や高齢化により就労が困難な情勢の中での新規就労の促進には、一定寄与している。【支援対象者数 H26:121人、H27:101人、H28:104人】【自立した世帯数 H26:54世帯、H27:61世帯、H28:41世帯】 ・頻回・重複受診等不適切な受診を行った被保護者に対して、囑託医及び主治医の意見聴取を踏まえ個別訪問等を通じて指導を実施した結果、14名の被保護者の受診状況の改善が図られ、医療扶助の適正実施に寄与している。 ・診療報酬明細書の審査・点検によって過誤調整を行い、適正な医療費算定の確保が図られている。 ・点検によって得た頻回・重複受診等のデータに基づき福祉事務所において被保護者に対して適正受診等の指導を行っている。	○	
										109	—	—			
		福祉保健課		71,703	56,262			6,055	成果指標	就労により自立した世帯数(世帯)	72	41			56%
										52	—	—			
	生活保護措置費	S25-	2,444,691	879,209	5,227	被保護者	生活困窮者に対し、生活保護法に基づいて、必要な保護を実施し、最低生活を保障するとともに、その自立を助長するため扶助費を支給し、生活を支援した。	活動指標	生活保護措置費(千円)	数値目標なし	2,444,691	—	・生活保護の開始申請に対しては、特別な場合を除き申請の処理基準の2週間以内に保護の決定を行っている。 ・保護受給中には、傷病者、稼働能力がある者、子供を抱えている世帯等対象毎に援助方針を設定し、ケースワーカーや医療扶助相談・指導員による自立に向けた指導を行っている。		
										数値目標なし	—	—			
		福祉保健課	2,455,173	834,624	5,248			成果指標	生活保護世帯数(世帯)	数値目標なし	1,051	—			
										数値目標なし	—	—			
	民生委員費	S41-	151,104	149,812	3,216	民生委員・児童委員	民生委員・児童委員の適格者を確保するとともに、円滑な民間社会福祉活動の推進を図った。	活動指標	民生委員・児童委員の活動日数(日)	120	130	108%	地域福祉のニーズが多様化する中、民生委員・児童委員活動の支援のため研修等を実施した結果、活動日数は目標値を上回ったものの年間相談・支援件数は制度の周知不足もあり目標に届かなかった。		
										120	—	—			
福祉保健課		144,917	80,046	3,230	成果指標			民生委員・児童委員の年間相談・支援件数(件)	60	43	71%				
									60	—	—				
生活福祉資金貸付事業費	S30-	19,518	9,759	2,412	低所得・障害・高齢・失業者世帯	低所得者や障害者等が、経済的自立及び生活意欲の助長促進や社会参加の促進を図り、安定した生活が送れるように、資金の貸付と必要な相談支援を行った。	活動指標	資金貸付件数(件)	583	532	91%	貸付件数は目標を達成しなかったが、償還率は目標を達成できており、低所得者等の自立支援や生活意欲の助長促進に寄与している。			
									581	—	—				
	福祉保健課	56,818	16,402	2,422			成果指標	貸付金償還率(%)	82	82	100%				
									82	—	—				
取組項目 iv	自殺総合対策強化事業	H19-	86,317	4,008	48,390	一般県民・自殺対策に関係する関係者・民間を含めた関係機関・団体等	平成24年度に策定した「第2期長崎県自殺総合対策5カ年計画」(H24～H28)に基づき、民間を含むさまざまな関係機関・団体がそれぞれに役割を担い、連携協力して、相談・支援体制の整備・充実や普及啓発の強化等をはじめとした総合的な自殺対策を推進した。	活動指標	長崎いのちの電話相談対応件数(件)	—	13,030	—	「長崎県自殺総合対策5カ年計画」及び「第2期長崎県自殺総合対策5カ年計画」に基づく、総合的な自殺対策の推進。 地域自殺対策強化交付金を活用した自殺対策の強化。 自殺者数推移 目標値 実績値 平成24年: 348人 248人 平成25年: 326人 280人 平成26年: 304人 268人 平成27年: 282人 232人 平成28年: 260人 202人	○	
										—	—	—			
	障害福祉課	18,365	4,834	48,444	成果指標			自殺者数(人)	260	202	122%				
									数値目標なし	—	—				

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i) 災害時に要配慮者が安全に避難できるよう、迅速に避難支援等を行える体制の整備 ・こころのケアを行う専門家チーム(CRT)は、平成28年度派遣要請がなく、実績はなし。チーム員登録要件に除外規定が加わり、チーム員登録人数は減少したが、緊急時、迅速な対応ができるよう、こころの緊急支援チーム運営委員会を設置し、チーム員の登録審査、活動の評価、研修等を実施。 ・災害派遣精神医療チーム(DPAT)は、平成28年度熊本地震において、厚生労働省からの災害派遣要請を受け、4月27日から6月30日までの約2か月、1チーム5人もしくは6人体制で計10班、延べ57人を派遣。設置要綱や活動要領、運営委員会等が未整備であり、チーム資機材も不十分であった。緊急時、迅速な対応ができるよう、人材育成や資機材の確保を行う必要がある。
ii) 難病患者の安定した療養生活の確保と難病患者とその家族の生活の質の向上 ・相談件数について目標を達成できなかったが、土日開所し、常時、相談員2名が従事しており、相談、施設利用のための体制は整っている。 ・前センター長の辞職により、センター長不在の時期もあり、県北地区(佐世保市内)への出張相談会は1回に止まった。平成26年度以降、長崎市内やその近郊以外での対面による相談が低調であるため、長崎地区以外における相談支援の充実を図る必要がある。 ・H28年11月、運営委員会を設置・開催した。今後、運営委員会で協議を重ね、利用者のニーズや難病相談支援への意見等を反映した運営を図る。 (難病支援ネットワーク事業) ・市町、医療機関、福祉関係者と連携し、難病の患者及びその家族に対して、それぞれの状況に応じた支援を一定行っているが、相談件数は減少傾向にある。 (難病患者等ホームヘルパー養成研修事業) 県内2箇所において研修会を実施できたが目標達成には及ばなかった。今後も各地区での受講者増に向けた取り組みにより修了者の増加を図る必要がある。
iii) 生活困窮者を対象とした自立相談支援等による総合的な相談支援体制の構築 (生活困窮者自立相談支援) ・自立相談支援事業は、必須事業として取り組む必要があることから各福祉事務所設置自治体は本事業の実施体制の整備に努めてきたところであるが、新規相談受付件数の割合(本県20.5件/月)は、全国平均(14.5件/月)を上回っているものの、厚生労働省の定める目標値(22件/月)を下回っており、相談件数の増加など本事業のさらなる推進に努める必要がある。 ・また、任意事業の実施自治体が少なく、生活困窮者の自立支援においては任意事業を併せて行うことが有効であることから、任意事業の積極的な実施を推進する必要がある。 (子どもの学習支援) ・対象者の拡大を図る必要があるが、対象者のプライバシーに配慮し、事業を積極的にPRすることが難しく、教育機関との連携等について検討が必要である。 (生活保護受給者に対する就労支援) ・就労可能な被保護者に対しては、生活保護開始直後から早期脱却を目指し、本人の意向、学歴、職歴、就労能力及び地域の求人状況等を勘案した上でハローワークと連携しながら集中的に就労支援を行ったものの、本人が希望する職種がなかったり、就労意欲の減退及び体調不良等などが理由で就職に繋がらなかったケースもあった。一方で、就労指導が困難なケースのうち知的障害、精神疾患及び発達障害の可能性が高いケースについては、医療機関受診につなげ、診断結果により本人の体調に合わせた就労指導を行ったが、対象者の特性や状態像を把握した上での支援を行う必要がある。 (医療扶助の適正な実施) ・生活保護受給者数が高い水準で推移する中であって、生活保護費のうち医療扶助費の占める割合が5割以上を占めている状況であり、医療扶助の適正実施が全国と同様大きな課題となっている。このため医療扶助相談・指導員等による被保護者に対する頻回・重複受診等に係る受診指導を行うとともに、健康管理の側面から適正な医療受診を助言し自立助長を推進する。また、診療報酬明細書について審査・点検により過誤請求を是正し、適正な医療費算定を確保する必要がある。 ・被保護者の後発医薬品の使用割合は78.9%であり厚生労働省が設定している75%をクリアしているが、同省においてはさらに使用割合の目標値を75%から80%へ上昇させる予定であることから、医療機関に対して協力要請を行うとともに、生活保護受給者に対しても使用促進についての指導・助言を行う必要がある。 (生活保護費の支給) ・平成29年3月の被保護世帯数は1,043世帯で人員は1,499人であり、保護率は1.06%であった。前年同月と比較すると世帯数は13世帯の減、人員は38人の減員となった。本県の高い保護率の要因は、雇用環境の厳しい離島地区をかかえ、同地区においては就労による自立が困難な状況にあることや、県全体において被保護世帯の多くを高齢者世帯、傷病・障害者世帯が占めており、自立が困難なことが要因となっている。 (民生委員・児童委員活動の推進) ・委員活動の範囲は子育て支援や、学校との連携、生活困窮者支援、災害時の避難行動要支援者対応などさらに広がりを見せているため、法改正、新制度に関する講習を行うなど、社会状況の変化に応じた活動の推進に努めた。しかしながら、制度の周知不足により、相談・支援件数が少ないことから、より一層、制度周知の必要がある。 (低所得者等の経済自立等の促進) ・平成27年度から施行された生活困窮者自立支援法の各事業と連携し、相談者の経済状況や生活環境に応じて生活の立て直しのための継続的な相談支援を行った。貸付件数は目標を達成することはできなかったが、償還率の目標を達成できたことは、低所得者等の経済自立や生活意欲の助長促進に寄与していると思われる。今後もセーフティーネットの施策の一つとして、制度の積極的な周知が必要と思われる。

iv) 行政や民間を含む関係団体の連携・協力による総合的な自殺対策の推進
・行政や民間を含む関係団体の連携・協力による総合的な自殺対策の推進については、各関係機関の連携や包括的な相談体制の整備は進んできており、また各圏域でのゲートキーパー養成、若者向け普及啓発活動、自殺予防対策講演会の開催等、ネットワークづくりも特徴ある取り組みへと具体化してきている。引き続き関係機関が連携した事業の実施や相談対応の手引き集等を活用した研修、連絡会議等を通じて、相談支援技術の強化及び関係機関の連携体制の強化を推進していく。

4. 29年度見直し内容及び30年度実施に向けた方向性

取組項目	事務事業名	29年度事業の実施にあたり見直した内容 (H29の新たな取組は「H29新規」等と記載、見直しがない場合は「－」と記載)	30年度事業の実施に向けた方向性		
			事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目 i	こころの緊急支援対策システム整備事業	平成28年度熊本地震の派遣要請を受け、DPAT活動要綱や協定書の策定、派遣チーム体制整備、研修会を通しての人材育成等の課題が浮き彫りとなった。平成29年度は「災害時こころのケアマニュアル」を改訂予定。DPATの派遣について地域防災計画に位置づけ、平時の準備に備える。	⑥	事件や事故、災害発生時において、対応の遅れがさまざまなストレス要因を抱えることとなり、二次被害リスクが高まることが予想される。緊急時速やかに派遣できるような体制を整えておくため、人材育成やチーム資機材の整備が必要。	拡充
取組項目 ii	指定難病対策費	—	—	本事業は、難病患者に対する医療等に関する法律に則って行われており、難病患者の療養生活の質の向上、家族の負担軽減等に寄与するために、適切な事業運営を継続していく。	現状維持
	難病特別対策推進事業(難病相談・支援センター)	—	②	引き続き、研修受講等による相談員の資質向上に努め、県北(佐世保市)をはじめ、離島地区などにおいて、出張相談会や医療講演会を実施し、長崎地区以外での相談支援の充実を図る。また、H28年度に設置した運営委員会を活用して、利用者のニーズ、相談支援業務に対する意見等を踏まえた管理運営に努めるなど、平成30年度においてもそれらの取り組みを継続し実施していく。	改善
	難病特別対策推進事業(難病支援ネットワーク事業)	H30年度以降の新たな難病の医療提供体制の構築に向け、本県における医療提供体制のあり方について検討を行う。	⑨	難病診療の分野別拠点病院の設置、早期に正しい診断を行うための一般病院、診療所間の連携体制の構築や県域を越えた全国的な支援ネットワークなど、新たな難病の医療提供体制の速やかな構築を図る。	改善
	難病患者等ホームヘルパー養成研修事業	—	—	厚生労働省通知により「常勤ヘルパーとして難病患者等ホームヘルプサービス事業に従事する者については、基礎課程を修了するように努めるものとする」とされており、今後も引き続き、本事業による難病ホームヘルパーの養成が必要である。	現状維持
取組項目 iii	生活困窮者自立支援事業	(生活困窮者自立相談支援) ・担当課長会議の開催や、従事者研修会の早期実施及び研修会実施回数を2回に増やすなど、研修会の実施方法を充実し、従事者の資質向上と新規相談件数の増加、任意事業の取組推進を図る。 ・また、支援を通じた地域づくりや関係機関との連携を密にする目的で地区毎のブロック研修を県南地区、県北地区で開催する予定。 (子どもの学習支援) ・対象者の拡大に向けて、教育機関との連携等、対象者への周知方法を工夫する。	②	・必須事業として位置づけられている自立相談支援事業は、本県全体の新規相談件数の割合が全国平均に至っていないため、生活困窮者制度全般について、県及び市町広報誌を活用し、より一層の周知を図る。 ・市町職員及び相談支援員等を対象とした研修会を実施し、相談内容に応じた的確な助言等を行えるようスキルの向上を図る。 ・自立相談支援事業を実施している市町及び運営事業者を個別訪問し、事業運営状況のヒアリングを実施し、助言を行う。 ・自立相談支援事業と県内の社会福祉法人が実施するレスキュー事業との連携体制の構築を図り、迅速かつ確実な支援の実施を図る。 ・任意事業の就労準備支援事業及び家計相談支援事業を引き続き実施し、生活困窮者に対する支援サービスを提供するとともに、利用者に応じたプランが策定できるよう任意事業の拡大を図る。 ・学習支援事業については、実施回数及び実施場所など実施方法を工夫しながら、効果的な支援を行う。	拡充

取組 項目 iii	被保護世帯自立推進事業	(生活保護受給者に対する就労支援) ・ハローワーク及び長崎労働局との連携により、就労支援員、ナビゲーターを対象とした研修会を11月頃に開催する。	—	・就労支援員とハローワークの連携をより緊密にし、生活保護開始後の短い期間中に集中的に支援を行い早期就労開始を目指すとともに、すぐには就労に結びつきにくい被保護者を対象にした被保護者就労準備支援事業(H28から実施)と一体的な実施に努め被保護者の就労・自立を推進する。 ・後発医薬品の使用促進を図るため、医療機関に対し引き続き協力要請を行うとともに、正当な理由なく後発医薬品の処方拒む被保護者や重複受診、頻回受診等の不適切な受診等を行う被保護者に対し適正受診についての助言・指導を行い、医療扶助の適正な運営を図る。	現状維持
	生活保護措置費	—	—	引き続き、生活困窮者に対し、生活保護法及び政令等に基づいて、必要な保護を実施し、最低生活を保障するとともに、その自立を助長する。	現状維持
	民生委員費	民生委員・児童委員の資質向上と活動の強化、県内各民生委員児童委員協議会への支援・協力活動を積極的に推進するため、県民生委員児童委員協議会と連携し、民生委員制度創設100周年記念事業を行っていくこととした。	—	引き続き民生委員・児童委員の資質向上と活動の強化、県内各民生委員児童委員協議会への支援・協力活動を推進するとともに、県民生委員児童委員協議会や地区民生委員児童委員協議会と連携して、制度の周知を行い、相談・支援件数の増に努めていく。	現状維持
	生活福祉資金貸付事業費	—	—	引き続き生活困窮者自立支援法に基づく各事業と連携し、相談支援を継続的に行う等、今後も低所得者や障害者等に対して経済的自立に向けた支援及び償還促進を図っていく。	現状維持
取組 項目 iv	自殺総合対策強化事業	平成28年度改正自殺対策基本法において、全都道府県、市町村に計画策定が義務化された。平成29年度夏ごろに、国の自殺総合対策大綱が改定予定であり、本県でも今年度第3期計画を策定する。	⑤⑥	引き続き、保健、医療、福祉、教育、労働等関連施策との連携を図り、自殺対策を推進していく。平成30年度には市町の自殺対策計画策定支援、民間団体を含め地域の自殺対策を支援する機能を強化するため、厚生労働省が設置を促進する地域自殺対策推進センターの設置に向けての検討を進める必要がある。	拡充